

第4期品川区地域福祉計画の計画期間について

【計画期間】

- 令和 6 年度から令和 11 年度までの 6年間 とする。

【ポイント】

- 高齢・障害分野の改定のタイミングと一致するため、一体的な見直しを図ることができる。
- 6 年ごとに実施状況を確認した上で評価を行い、PDCA サイクルにより計画の進行管理を行う。

	平成				令和										
	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
地域福祉計画	第2期 10年間				第3期 5年間					第4期 6年間					
介護保険事業計画	3年		3年		3年			3年			3年		3年		
障害者計画	9年				6年										
障害福祉計画	3年		3年		3年			3年			3年				
障害児福祉計画	3年				3年			3年			3年				
品川区子ども・若者計画	5年				5年										